



# きりん通信No.108

発行:きりん人事労務管理事務所  
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63  
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905  
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394



URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

2024年(令和6年)11月号

## 重要・要チェック

### 待ったなしの雇用環境改革「賃上げ」と「労働生産性向上」

10月に行われた衆議院選挙では、2009年以来15年ぶりに自公議席数が過半数を割りました。11月11日に内閣総理大臣決選投票が行われ、石破茂氏が第103代内閣総理大臣に決定。今後の政策が公表されています。

第1に掲げているのが「賃上げ環境の整備」。石破氏は、2029年までに**最賃を1500円**と発言しています。与党議席数が過半数を割る中、政策がどのように実現してくでしょうか。

労働環境に関連する法改正も続きますので、今月は法改正の概要を中心にお伝え致します。

### 【フリーランス・事業者間取引適正化等法 新法】 令和6年11月1日施行.....

企業がフリーランスに対して業務委託として仕事を依頼する場合に、適用されるルールです。

#### ～2つの義務～

- ・取引条件の明示義務
- ・期日における報酬支払義務

フリーのカメラマンなどが連想しやすいですが、建設業の1人親方も対象となります。雇用契約に対しては、労働基準法が手堅く労働者を保護していますが、業務委託契約であっても、1人で仕事を請けている形態の場合に、この法律で一定の規制がかかります。

#### ～7つの禁止事項～

- ・受領拒否の禁止
- ・減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当なやり直しの禁止

### ★フリーランス新法に関連して

(1) 令和6年11月から、全てのフリーランス事業者が**労働保険に特別加入**できるようになります。きりん事務所では顧問契約企業と直接業務委託契約を結ぶフリーランス事業者の方の手続きをお請け致します。

(2) **パートナーシップ構築宣言**のひな型が改正されました。(経済産業省令和6年11月1日)

「パートナーシップ構築宣言」とは、発注者の立場で取引先との共存共栄の取組などを宣言するものです。労働者からも取引業からも、「選ばれる企業」でありたいですね！現在56,519社が「**パートナーシップ構築宣言企業**」として登録されています。

### 【道路交通法 改正】 令和6年11月1日施行 自転車運転中のスマホ・酒気帯びの罰則強化 酒気帯びには幫助罪も

罰則の具体的な内容は次のとおりです。

- 自転車運転中のながらスマホ
  - ・違反者は、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
(交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- 自転車の酒気帯び運転及び幫助
  - ・違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



★企業としては、酒気帯び運転について、**自転車提供者にも罰則が適用**される点に特に注意したいところです。通勤や業務に自転車を利用している労働者がいる場合には、警察庁から公表されているポスターを駐輪場に貼っておくなど、運転者に注意喚起をしておきましょう。

必要であれば、リーフレットも含め、紹介させていただきます。

## 【 全国初 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 成立 】 令和7年4月1日施行・・・

### 東京都のカスハラ防止条例のポイント ー2025年4月施行ー

- ・あらゆる人がカスタマーハラスメントを行ってはならない
- ・顧客は就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努める
- ・事業者は就業者の安全確保や顧客への適切な措置を講ずるよう努める
- ・条例を補完する指針で事業者の取り組みの具体例などを明示

厚生労働省は2022年にカスタマー・ハラスメント(カスハラ)対策マニュアルを作成・公表しています。

この度東京都で「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が成立しました。**カスハラ防止を目的とした条例の制定は全国初。**

令和7年4月1日から施行されます。

基本理念として、「社会全体でカスタマー・ハラスメントの防止を図り、顧客等と就業者とが対等の立場において相互に尊重することを旨とする」としています。



事業主として必要な措置は、他のハラスメント同様、カスハラ防止に関する指針を作成・公表し、相談窓口を設けるなど。

**社員一人に抱え込まずに、組織的な対応を**

## 【 ストレスチェック義務化 50人未満小規模事業所への義務化へ

現在、50人以上の事業場ではストレスチェックの実施が義務付けられています。11月6日に開催された労働政策審議会では、人数規模に関わらず全ての事業場でストレスチェックを義務化する方向性が示されています。

パワハラ防止法、カスハラ防止条例など、全ては働く者のメンタルヘルスを目的としています。9月は自殺予防月間でしたが、20歳から39歳までの死因のトップが「自殺」だという事をご存じでしょうか。

企業全体でハラスメントのない社会作りを心掛けていきたいですね。

## 【 令和6年10月 社会保険適用拡大 ～厚生年金保険被保険者数51人以上企業～

予てよりお伝えしておりましたが、令和6年10月から週所定労働時間20時間以上など一定の要件を満たした短時間労働者が社会保険の適用対象となりました。対象の企業には既に「特定適用事業所該当通知書」が送付されています。通知書が届いた企業は、**資格取得届を提出する必要があります**ので、今一度ご確認ください。

★雇用保険の加入要件は、現在週20時間以上となっていますが、令和10年10月から週10時間以上の労働者に適用拡大することが決定しています。

## おいせ マイナ保険証 12月から本格的な利用が開始 健康保険証はなくなる？

2024年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行が行われなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録して使う、いわゆる「マイナ保険証」の利用が本格化されます

- (1) 12月1日以前に取得した健康保険証・・・2025年12月1日まで使えます。
- (2) 資格確認書・・・マイナ保険証をお持ちでない場合、資格確認書が発行されます。
- (3) マイナ保険証・・・マイナンバーカードに「保険証利用登録」を行います。

マイナ保険証とは、要するにマイナンバーカードそのものです。「保険証利用登録」を行ったマイナンバーカードをマイナ保険証と呼びます。マイナ保険証を使うと、高額療養費の限度額適用認定証が不要になるなど、簡素化できることも増えますので、是非従業員の皆さんに登録を推奨して下さい。

大改正

## 育児・介護休業法改正 令和7年4月以降段階的に9項目

毎年恒例のようになっていますが、令和7年にも育児・介護休業法が改定します。子育て中の方にとってはより子育てのしやすい環境になりますが、企業としての労務管理は少し苦勞が必要です。日本の少子化対策を社会全体で支える覚悟で、しっかり対応していきたいところです。詳細は次月号以降。セミナーのご依頼も承ります！

### ◆本田圭佑の名言◆◆◆結果にこだわるな、成功にこだわるな、成長にこだわれ◆◆◆

私はかつて「結果が全て」と思っていた時期がありました。それは大した目標を持っていなかったからで、やれば出来ると分かっている事しか目標にしていなかったからでしょう。

今では少しは成長して、この言葉にビビッときています。何かを求めて本気で努力し、その過程で成長し続けていく事こそが、人生だと思います。柿の木を育ててるつもりでリンゴが実ったっていいですよ(^\_^)♪ 今月は元プロサッカー選手 本田圭佑氏の名言をご紹介します。